有田川町登録空き家等に付随する農地の別段の面積取扱要綱

令和３年４月１０日

有田川町農業委員会告示第５号

（趣旨）

第１条　この告示は、登録空き家等に付随する農地に係る農地法（昭和２７年法律第２２９号。以下「法」という。）第３条第２項第５号の規定により定める別段の面積（以下「別段の面積」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 農地　法第２条第１項に規定する農地をいう。
2. 登録空き家等　わかやま空き家バンク管理運営要綱第４条及び第５条の規定を満たし、登録された物件のことをいう。
3. 登録空き家等に付随する農地　登録空き家等の所有者等が権利を有する有田川町の区域内に所在する農地であって、第５条の規定により農業委員会の指定を受けたものをいう。

　（別段の面積）

第３条　登録空き家等に付随する農地については、当該登録空き家等に付随する農地に係る区域を設定区域（農地法施行規則第１７条第１項第１号に規定する設定区域をいう。）とみなし、別段の面積を０．１アールとする。

（登録空き家等に付随する農地の要件）

第４条　登録空き家等に付随する農地は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する農地とする。

1. 農地の区域の全部若しくは一部が遊休農地である農地又は遊休農地となることが見込まれる農地であること。
2. 登録空き家等の所有者と農地の所有者等が同一であること。ただし、農業委員会が特に認める場合は、この限りではない。
3. 登録空き家等の購入又は貸借と同時に購入又は貸借をする農地であること。

（指定等の申請）

第５条　登録空き家等に付随する農地として農業委員会の指定を受けようとする者は、指定の申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて農業委員会に申請しなければならない。

1. 登録空き家等であることを確認することが出来る書類等
2. 指定を受けようとする農地の登記事項証明書の写し
3. その他、農業委員会が必要と認める書類

２　登録空き家等に付随する農地について、農業委員会の許可を受けようとする者は、農地法第３条第１項の規定により農業委員会の許可を受けるための書類と共に次に掲げる書類を提出しなければならない。

1. 登録空き家等の売買若しくは貸借に係る契約書の写し又は登録空き家等において居住する意思を確認することが出来るもの。
2. その他、農業委員会が必要と認める書類

（指定の解除）

第６条　農業委員会は登録空き家等に付随する農地が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合は登録空き家等に付随する農地としての指定を解除するものとする。

1. 前条第２項に規定する許可が必要な権利の設定又は移転が完了したとき。
2. 登録空き家等の物件登録が取り消されたとき。
3. 登録空き家等の所有者等から別段の面積を定める区域の指定解除申出書（様式第２号）による申し出があったとき。
4. 農業委員会が当該指定を適当でないと認めるとき。

（指定及び解除の手続き）

第７条　農業委員会は、登録空き家等に付随する農地の指定又は当該指定の解除をする場合は、総会の決定を経るものとする。

（告示及び通知）

第８条　農業委員会は登録空き家等に付随する農地の指定又は当該指定の解除をした場合は、速やかに告示するものとする。また、申請者に通知を行うものとする。

（その他）

第９条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施工する。